

計画段階で住民のみなさんから意見をいただく制度 はじめました！

今回のテーマ : 事務事業評価 (8月8日 ~ 9月5日)

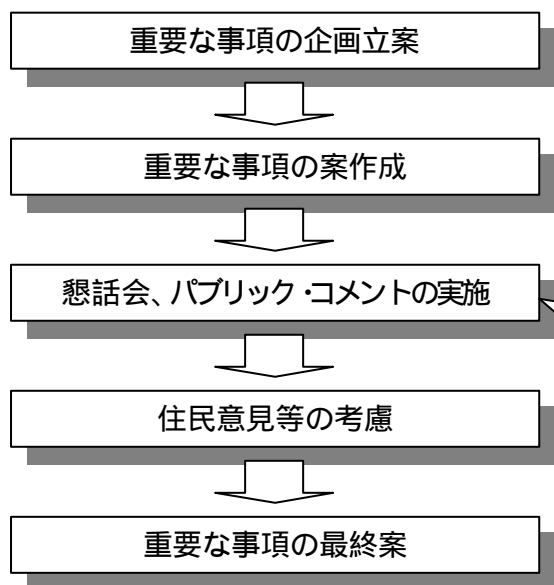
精華町では、まちの行政運営上における重要な課題などに対し、幅広く住民の皆さまの意見や提言をいただくために、「住民の意見を行政に反映させる手続きに関する指針(精華町パブリック・コメント・ガイドライン)」(別紙をご覧ください。)を定め、パブリック・コメント制度(精華町パブリック・コメント制度)を導入することになりました。

住民主体のまちづくりに向け、行政内部の計画段階から、住民の皆さまの意見や提言を取り入れるシステムづくりとして、先にスタートさせた「精華町まちづくり検討懇話会」(7月16日に第1回会議を開催)では、あらかじめ定めたテーマに関する高度で専門的な意見や提言をいただくため、住民だけでなく学識経験者等にも委員として参加していただいておりますが、この「精華町パブリック・コメント制度」は、広く住民の皆さまを参加対象とするシステムとなっています。

今回、意見や提言をいただくテーマは、現在、行政内部で取り組みを進めている「行財政改革プログラム」の策定にあたって、行政自身の自己評価として実施した「事務事業評価」の中間報告(別紙「平成15年度事務事業評価中間報告について(案)」)についてとし、同じテーマで設置した「精華町まちづくり懇話会」と並行してヒアリングさせていただきます。

なお、今回の初のパブリック・コメント実施にあたっては、立命館大学のインターンシップ学生の協力なども得ながら、制度利用促進に向けた広報活動を実施するとともに、住民に親しみやすい制度となるよう調査研究を行う予定です。

今後、精華町では、地方の自立が強く求められている地方分権時代に対応できる行財政運営の確立をめざし、住民と行政の協働にいっそう努めていきます。



広報で案件名の事前周知
案の公表と意見募集

- ・ 担当課等窓口での配架又は配布
- ・ ホームページへの掲載
- ・ 関係機関窓口での配架又は配布
- ・ その他の方法

ビデオなどでも積極的にPR
募集期間は1か月程度

住民からの意見提案

- ・ 担当課窓口への文書の提出
 - ・ 郵便
 - ・ ホームページ上又は電子メール
 - ・ FAX
- 結果と考え方の公表

テーマ 「事務事業評価」(別紙「平成15年度事務事業評価中間報告について(案)」の10の事務事業の見直しの方向について、それぞれご意見をください。)

公表期間 8月8日(金)~9月5日(金)

提出期限 9月5日(金)まで

案件についての資料などの公表

担当課窓口

今回は総務部企画調整課(庁舎5階)

関連資料も総務部企画調整課窓口でご覧いただけます。

ホームページ

関係機関の窓口

FAXサービス(95-3970)

で確認することができます。

意見提案の方法

担当課窓口への文書の提出

郵便

ホームページ又は電子メール

FAX

住所(必須)・氏名(必須)・性別・年齢を記入してください。

一つのテーマごとに1000文字以内でご意見を記入してください。

電子メールの場合は、添付ファイルは使わずに、必ずメール本文中に記入してください。

提出先 問い合わせ

総務部企画調整課

(TEL:95-1900 FAX:95-3971)

平成 15年度事務事業評価中間報告について（案）

（はじめに）

本町では、平成 15年度より行財政改革（「行財政改革プログラム」の策定）の一環として、行政評価システム（* 1）の導入に着手しました。

行政評価は、「政策評価」、「施策評価」、「事務事業評価」の3階層の体系で実施される場合がありますが、今回、行政評価システムの導入を試みるにあたっては、初めての取り組みでもあり自己評価に対する全庁的な職員の意識改革を進めるためにも、職員にとって身近な基礎的階層であるすべての事務事業を対象とした「事務事業評価」から始めることにしました。

* 1 行政評価システムとは、総合計画に基づくまちづくりの各施策について、「計画（プラン）」、「執行（ドゥー）」、「評価（シー）」のサイクルが十分に確立していない場合など、一度始めた施策を見直すことができず、とかく行政の肥大化を招き、社会経済情勢や財政事情の変化に対応できない行財政運営に陥りがちであることに対する反省から、今日、行政自らが自己評価するシステムとして広く導入が進められているものです。

（事務事業評価の過程）

今回の取り組みでは、まず、予算措置を伴う692のすべての事務事業を対象に、担当課自身の作業として、各々の事務量分析を含めた自己評価を実施し、予算措置を伴わない事務の分析も加え、最終的には849にのぼる事務事業を対象に評価が行われました。

現在、本町で進めている行財政改革では、昨年度実施した財政見直し調査の結果に基づき、今後10年間における総合的かつ計画的な行財政運営の充実をめざし、優先的に実施すべき事務事業の重点化を主な目的としているため、具体的な歳出削減や増収に目標値を定めてはいません。

このため、自己評価の基準としては、「まちづくりの視点（実施計画策定上の優先性）」と「時代適合性の視点（社会経済情勢の変化への適合性）」を基本とし、「必要性」、「妥当性」、「有効性」、「公平性」、「効率性」、「優先性」の観点からそれぞれ評価することとし、これらの総合評価として、今後の取り組みの方向性について、「充実」、「継続」、「縮小」、「統合」、「廃止」、「完了」、「見直し」のいずれかに区分してまとめることとしました。

その結果、担当課による「部局評価」段階で128の事業について、何らかの「見直し」が必要と自己評価されました。

次に、縦割組織での「部局評価」結果に対し、総合的な視点から補強・整理するため、庁内検討組織（精華町行財政改革推進本部）を通じた検討を経て「本部評価」（最終的に104の事務事業が見直し対象）としてまとめ、その結果、今回の中間報告となりました。

（事務事業評価の結果概要）

今回の事務事業評価は、本町として初めての取り組みであったため、事業効果を数値表現することや各基準、例えば「精華町が行政の事務事業として行うべきであるかどうか」という「妥当性」基準ひとつをとってみても、普段からの自己評価に慣れていなければ唐突な質問でしかなく、主観的にしか説明できないなど、統一的評価基準の徹底も不十分であった面があります。

さらには、すべての事務事業を評価の対象としているため、「部局評価」段階で列挙された見直し

対象の中には、一般的な「効率性」（「コスト削減の余地がある」）の評価に過ぎないものも多数含まれていました。

これらの事務的な内容も含め、今回の自己評価結果については、今後の町政全体の実施計画策定作業や予算編成作業への反映を行うこととしますが、庁内検討組織での補強・整理作業により絞り込まれた次に掲げる10の事務事業（又は複数の事務事業をまとめた施策）については、パブリック・コメントにより広く住民の意見を聞くとともに、「まちづくり検討懇話会」を通じてより高度かつ専門的な意見も得ながら、「重点的見直し対象とすべき事務事業」として位置付けることとします。

- 地方分権分野
 - 1. せいけ祭り開催負担金（事務事業）
 - 2. まちづく条例に基づく補助金（事務事業）
 - 3. 総合窓口業務（事務事業）
- 教育・文化分野
 - 4. 給食指導の充実（施策）
 - 5. 国際交流事業（事務事業）
- 福祉・医療分野
 - 6. 地域福祉の推進（施策）
- 産業分野
 - 7. 華工房管理業務事業（事務事業）
 - 8. 観光資源の開発・活用（施策）
- 公共事業分野
 - 9. 公共交通体系の整備（施策）
 - 10. 公営住宅の供給（施策）

1. [地方分権分野] せいか祭り開催負担金 (事務事業)

本町では、「交流の輪が広がる活動的な地域づくり」の一環として、「活発なスポーツ・文化活動の展開」を目的とし、文化の振興を学研都市の成熟とまちの活性化の基本と位置付け「文化事業の展開」という施策の中で、町民最大のイベントとして平成元年よりせいか祭りを実施してきました。

せいか祭りは、学研都市建設の進展にあわせ、従来の産業祭などを統合し、地域活性化と学研都市精華町のPRを目的として、いわゆる行政主導型の大規模イベントとして、これまで企画・運営されてきました。

企画・運営については、行政以外に各種団体等を加えた実行委員会形式をとっているものの、個人のボランティア参加ができる枠組みになっておらず、実質的には行政職員を中心に行われてきました。

その結果、住民参加の広がりや祭り本来の盛り上がりにも欠けるのではないかと、この自己反省から、本年度からは各種ボランティアを広く募集し、企画段階から住民が参加しやすい体制を整備しつつあります。

一方、費用の面でも、ほとんどが行政からの負担金中心の収支構造となっており、まちづくりの視点では開催目的の重要性での必要性や妥当性は認められるものの、社会経済情勢の変化に照らしつつ今後のさらなる規模拡大をめざすには、より広く寄附金や協賛金を求めなければ、本町の財政事情からは限界に達していると考えられ、「人、金」の両面から、引き続き見直しが必要であると認められます。

2. [地方分権分野] まちづくり条例に基づく補助金（事務事業）

本町では、「住民主体のまちづくり」の一環として、「まちづくり活動の支援」を目的とし、住民が生活の満足度を高め、活力に満ちた地域を築いていくことができるよう「まちづくり主体形成の促進」という施策を掲げ、まちづくり条例に基づく補助金交付などの事務事業を実施しています。

本町では地域コミュニティ政策として、地区集会所の建設などを通じ、自治会における自主的な地域活動を基本とした施策展開を図ることとしており、多くの地域的課題の解決に対し、これまで自治会は積極的な役割を果たしてきたと認められます。

現在、まちづくり条例に基づく補助金交付の実績を持つ「まちづくり協議会」として認定した団体は、「北ノ堂まちづくり協議会」と「北稻八間区むらづくり推進委員会」の2つがありますが、同条例は、自治会の補完機能として、地域における都市計画面での主体的取り組みを支援することが主眼となっており、昨今、地域が抱える様々な課題の自主的解決にあたっては、行政からの財源と権限の移譲を含む、より広範な分野での権能の強化が必要であると認められます。

しかしながら、現行の自治会組織は、直接民主制による「議決機関」としての機能は認められるものの、役員任期が1年から2年で事実上持ちまわりとなっているケースが多く、継続的に課題解決を図っていく上での「実施機関」として必要なノウハウの蓄積が十分でないと考えられます。

このため、今後の住民主体のまちづくりを具体化するうえで、将来的には「まちづくり協議会」を地域における「実施機関」と位置付ける方向で整理し、主体形成の支援を強化する必要があります。

具体的には、現在の都市計画面に特化したまちづくり協議会の立ち上げ支援だけでなく、特に専門的なノウハウを有する行政職員を人材登録して地域活動支援のために派遣させる制度の導入検討や、各行政分野別に実施されている事務事業実施をまちづくり協議会が担う場合の財政支出のあり方検討などについて、見直しが必要であると認められます。

* ノウハウ 製品開発 製造などに必要な技術や知識などの情報。技術情報。知識 技術の意味。物事のやり方。

3. [地方分権分野] 総合窓口業務 (事務事業)

本町では、これまで、都市型住民の増加を背景に、スピーディーでありながら親切丁寧なお客様本位の各種住民サービスの開発に努めてきましたが、それらの集大成として、平成元年から10年を超える検討、準備期間を経て、平成13年2月の新庁舎オープンに合わせ、転入・転出などの各種届出、住民票や税証明、保険証の即日交付などを「ワンストップサービス」として実施する、全国でもトップレベルの総合窓口サービスを実現してきました。

この総合窓口の実現にあたっては、職員による絶えざる業務改善とシステム開発、自己評価、見直しを繰り返し、サービスの開始後も、庁内検討組織において、さらなる改善に向けた調査・検討を続けています。

また、本町の総合窓口サービスのシステム開発では、そのパイロットモデル事業として高く評価されたこともあり、国や府からの財政支援、民間企業による開発支援などを得て、今日の安定的なサービス基盤の整備が実現しました。

しかしながら、導入時点では、円滑なサービス開始を重視したため取り扱い業務の拡大が先送られていること、庁舎のサイン等が不十分であったため案内業務の比重が大きかったこと、サービス開始が最優先されたため総合窓口を支える背後(バックヤード)の事務改善が遅れがちとなったこと、などにより全体として、さらなるサービスの向上と効率化の追求の面で、課題が多く残っています。

また、今後は、わざわざ役場まで出向かずに同様の「ワンストップサービス」が受けられるような施設サービスや、インターネットを利用した在宅サービスなどの要望への対応を進めるためにも、一層のシステム開発に向けた取り組みが求められていることから、総合窓口サービス全体の充実に向け、見直しが必要であると認められます。

*パイロットモデル事業：文化・学術研究の諸活動の成果を取り入れ、安全性の確保、環境の保全を初めとして人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい新しい試みに積極的に取り組むこと。
(社会的実証実験等)

*ワンストップサービス：一か所で業種や管轄の異なった複数のサービス利用や手続きなどが行える仕組み。

4. [教育・文化分野] 給食指導の充実（施策）

本町では「明日の地域を担う心豊かな人づくり」の一環として、「生きる力」を育てる学校教育の推進」を目的とし、「個性や能力を伸ばす学校教育の推進」という施策のなかで、給食指導の充実を図る事務事業を実施しています。

本町での学校給食は、各公立小学校における「自校方式」かつ「公設公営」を採用しており、現在、約2,343人（平成15年5月現在）の児童がサービスを受けています。

今後、学校給食をさらに充実させていく必要がある一方で、昨今、増加傾向にあるアレルギー体質を持つ児童（平成15年5月現在で約30人）への対応で、個別代替食の提供ができず、個人で持参させている状況があるなど、「自校方式」のメリットが十分に追求されていないのではないか、という要望や批判が一部で生じています。

このため、よりきめ細かなサービスの実施と効率化の追求のため、「自校方式」と「センター方式」（複数校への調理・供給を一箇所で実施する方式）との比較、及び、経営形態についても「公設公営」と「公設民営」、「外注」について、相互に比較し、事務事業のあり方について、早期に見直す必要があると認められます。

5. [教育・文化分野] 国際交流事業（事務事業）

本町では、「共に生きる人間尊重のまちづくり」の一環として、「多文化共生社会の実現」を目的とし「国際交流活動の促進」という施策の中で、様々な国際交流事業を実施しています。

現在（平成15年7月現在）、本町では、在日韓国人・朝鮮人の方々が122人、学研都市の研究などの外国人登録者137人が暮らしているほか、毎年、ホームステイ事業などで約30人程度の方々が訪れるなどしています。

特に、学研都市の中心都市として、「国際研究開発拠点」という位置付けもされていることから、学研都市建設の推進とともに、今後、一層の国際交流が図られる地域であることがめざされています。

また、NPOなどの参画が欠かせない分野での取り組みでは、NPO「せいかグローバルネット」による事業展開が進み、本町からも多くの事業委託を実施するようになっていきます。

しかしながら、現在、本町が委託実施している国際交流事業は、基本的にはホームステイ事業や国際理解の促進に向けた基礎的な事務事業が多く、例えば、学研都市の研究開発と結びついた国際共同研究や国際的企業誘致活動の展開、海外からの観光客の入れ込み、海外文化との相互交流など、各分野への波及はほとんど見られません。

今後、期待されるこうした多方面での国際交流活動の促進にあたっては、行政組織機構内部における国際交流の位置付けの強化とともに、多様な「個人外交」も含め、人と人の交流を基本とする国際交流活動の担い手となるNPO組織への側面的支援の強化を図るなどの面で、見直しが必要であると考えられます。

* グローバル：国境を越え、地球全体に関わる様をいう。

* NPO Non Profit Organization の略。非営利組織、民間非営利団体。営利を目的とせず、さまざまな活動を自主的自発的に行う団体、組織を指す。

6. [福祉・医療分野] 地域福祉の推進 (施策)

本町では、「誰もが健康で元気に暮らせる社会の形成」の一環として、「ノーマライゼーション社会をめざす福祉の充実」を目的とし、「地域福祉の推進」とし施策の中で、福祉関係団体への補助金支出によるボランティア育成・活動支援や福祉人材育成などの事務事業を実施しています。

本町では、平成5年の地域福祉センターかしのき苑のオープンをひとつの契機として、地域コミュニティに根ざした地域福祉の推進を柱とした施策展開を図ってきました。

全体として、地域福祉の推進を重視する視点とは、従来の給付中心の行政から、平成12年の介護保険制度の導入が象徴するように、保険サービス中心の行政へと、わが国全体の軸足が移る中で、都市化や過疎化で失われつつあった地域の支えあいを再評価し、社会保障制度の補完充足を図ろうとするものとして、位置付けられていると考えられます。

本町においても、地域福祉センターに拠点を置く社会福祉協議会を中心に、地域での横断的な活動を行うボランティア団体や個人など、地域福祉の担い手が着実に形成されつつありますが、行政からの関わりは補助金支出などにとどまり、それらの横断的活動の担い手と地域コミュニティとの連携を図る仕組みづくまでには至っていません。

こうしたことから、地域福祉の推進のための基本計画を早期に策定するとともに、住民意識の啓発や先導的な地域コミュニティでの取り組み支援などを重点的に実施するなど、施策のあり方について、見直しが必要であると認められます。

* コミュニティ 地域社会。共同体。共同体意識を持って共同生活を営む人々の集団、およびその一定の地域。

* ノーマライゼーション 障害者や高齢者等、社会的に不利を負いやすい人々を当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で、ほかの人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方、方法。

7. [産業分野 華工房管理業務事業 (事務事業)]

本町では、「地域農業の活性化」の一環として、「生産体制の強化」を目的とし、「特産品開発の強化」という施策の中で、町内で生産された農作物を消費者の要望に応えた二次製品に加工生産できるよう、華工房の機能を活用した開発環境の整備に努めています。

華工房は、平成 8年に、当時の国際的な農業自由化に対応できる地域農業の確立のため、国が進める「農業構造改善事業」の一環として整備された特産品研究開発施設です。

現在、「いちごジャム」や「漬物」、「味噌」、「佃煮」などの商品化に成功し、積極的な販路拡大により一定の成果が上がっています。

しかしながら、さらなる販路拡大のためには、より大規模な生産施設が必要となり、現在の華工房の機能及び運営方法では対応できないため、意欲のある事業者の協同組合化やPF方式などの導入検討などを含め、生産機能の強化に向け、見直しが必要であると認められます。

*PFI:PRIVATE FINANCE INITIATIVES の略。公共部門が実施していた社会資本整備などの公共サービスを民間部門の資金を導入して、民間事業者を中心に実施する方式。

8. [産業分野 観光資源の開発・活用（施策）]

本町では、「交流型観光の地域づくり」の一環として、「観光資源の開発・活用」を目的とし、「観光資源の発掘・整備」や「学研都市を活かした特色ある交流地域づくり」を施策として図ることとしており、一部、観光マップの作成や、学生による地域資源発掘成果を『かいはんなフィールドミュージアム京都』としてまとめたハイキングコースマップなどの作成に取り組んでいますが、体系的な事務事業の実施には至っていません。

一方、本町は、学研都市の中心都市として、精華・西木津地区の街並み景観が「全国都市景観百選」に選定されたほか、国立国会図書館関西館や私のしごと館のオープンに伴う交流人口が増加しているなど、古からの集落の美しさとの対比も含め、地域全体の魅力が増していることは誰もが認めるところであると考えられます。

また、行政としても、例えば精華台の配水池を整備する際には、地域の観光資源となるように「華の塔」と呼ばれる野外美術館として整備したり、祝園西一丁目の「中央通り線」を学研都市全体の玄関口（エントランスゾーン）にふさわしいシンボルロードとして整備するなど、都市基盤整備においても、観光資源開発の視点を持ち続けてきました。

しかしながら、その活用面においては、現在の行政組織機構で十分に対応できていないだけでなく、観光産業の担い手となるべき地域の商工業の発達も十分ではありません。

こうしたなか、今回、行財政改革推進のための庁内検討組織において、30テーマを超える職員提案がなされ、その検討を始めることとしますが、本町が有する豊富な観光資源を活かした施策及び具体的な事務事業について、今回、広く住民の方々から意見を求めます。

9. [公共事業分野] 公共交通体系の整備 (施策)

本町では、「まちの基盤づくり」の一環として、「道路・交通体系の整備」を目的とし、そのうち「公共交通体系の整備」の施策の中で、これまで、祝園駅前東西連絡通路の整備や近鉄新祝園駅への急行停車化に向けた取り組み、山田川駅前や祝園駅前のバスターミナル整備などの事務事業に取り組んできました。

その結果、本町は、学研都市の中心都市としてふさわしい鉄道輸送機関の充実が図られつつあり学研都市建設以前とは比較にならないほどの利便性向上が図られました。

しかしながら、学研都市全体の建設の遅れから、大都市と学研クラスターとを結ぶ体系では、大阪市内とのアクセス向上で整備が望まれる京阪奈新線の祝園分岐構想の具体化が進んでいないほか、(仮称)けいはんな中央通線や山手幹線など、クラスター間を結ぶ道路の整備や新交通システムの導入検討が進んでいません。

また、クラスターと周辺地区を結ぶ体系ではバス交通が一定の発達を見ていますが、全体の体系の中での連携が十分でないため、地域の交流の活発化による活性化に不可欠な「移動の自由」の確保の面で不十分な状況が続いていると考えられます。

一方、路線バス事業の規制緩和に伴い、赤字路線の廃止問題が浮上し、代替路線の確保ができない過疎的なエリアでは、新たな地域間格差が発生する事態も懸念されています。

こうしたことから、早期に町全体としての公共交通体系の将来像を策定するとともに、国や府ほかの関係機関への働きかけを強めるとともに、従来、施設サービスのために整備してきたかしのき苑の送迎バスやむくのきセンター向けのシャトルバスの運行といった広義のコミュニティバス運行事業について、公共交通体系の将来像の中で町として担うべき役割の整理をしつつ、より利用しやすい運行形態となるように改善を進め、当面の課題解決にも役立つ事務事業となるよう、抜本的な見直しが必要であると認められます。

*クラスター：都市計画などで、道路や各種建築物を互いに関連させ、整備された地域。学研都市には12のクラスターがある。

*コミュニティバス：路線バスと乗合タクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新乗合バスの総称。

10. [公共事業分野] 公営住宅の供給 (施策)

本町では、「快適な住環境づくり」の一環として、「良質な住宅の供給 住環境の形成」を目的とし、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉で良質な町営住宅の増設に取り組む「公営住宅の供給」という施策を実施しており、公営住宅の建替事業や各種の維持管理事業などを実施しています。

現在、本町には7団地、合計144戸の公営住宅があり、全142世帯が入居しています。

この全7団地のうち、出森団地の37戸、塚本団地の11戸(建替後24戸)については、既に中層住宅への建て替えが完了又は実施中となっています。また、現在の公営住宅の建築費は、法基準等のもとで、建て替え後の高層住宅で戸当たり約2000万円となっています。また、家賃は、低層住宅で月1,600円から30,500円、中層住宅で月5,000円から28,000円となっています。

ところが、現在、入居者の所得状況の調査を実施し適正な家賃設定に努めてはいますが、入居期間が20年を越えるケースが61戸と全体の42パーセントに達するなど、社会経済情勢の変化に照らし、施策のあり方として、適切さに欠ける恐れがあります。

身体的障がいを持った人など、所得改善が見込めない人に対する施策としての「公営住宅の供給」は引き続き、その妥当性と有効性を有するものと認められますが、施策の結果、その目的に反し、万一、入居権利が無期限の既得権として扱われるケースなどが発生するのであれば、既存入居者のための建替事業は、特定受益者への過剰な便宜供与となる可能性もあります。

真に施策を必要とする人への適切な住宅供給を実現するためには、今後の本施策の各事務事業のあり方について実態調査を進めるとともに、家賃補助制度の導入や、一般の賃貸住宅の借上げによる「民設公営住宅」方式の検討など、施策全体の見直しが必要であると認められます。